

## 第二章 震災の緊急・応急対応と防災体制の強化

阪神・淡路大震災の発生が原因となつて、種々の県政上の対応が激増した時代である。世界で初めて発生した高齢社会下での都市災害として、人的、社会経済的に未曾有の被害となつた。そして、甚大な被害が発生する中で、その復旧・復興において重ねられた被災地の努力は、地方分権や公民協働の時代にあつて、高く評価されたと言える。

防災対策についても、大震災を教訓に抜本的な見直しが進められ、国、県、市町防災体制の再構築が図られた。

### 第一節 世界初の高齢社会下の都市災害

阪神・淡路大震災では、老朽木造家屋の倒壊や倒れた家具の下敷きとなつた犠牲者が約五〇〇〇人と、直後の死者数の約九〇％を占めた。被災地では、近隣住民や消防・警察・自衛隊による懸命の救助・救援活動

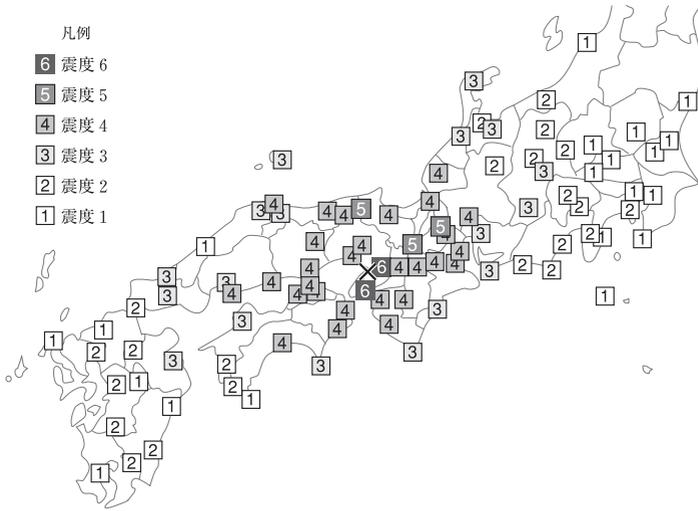


図13 兵庫県南部地震の震度分布  
(気象庁ホームページより引用)

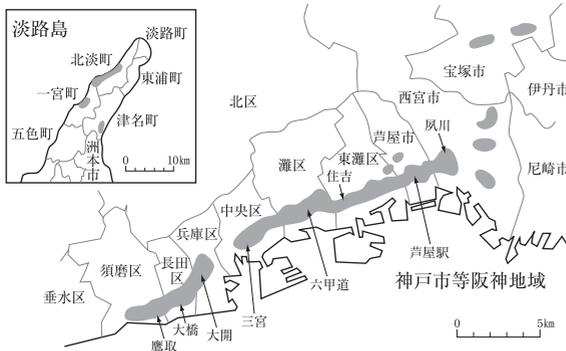


図14 震度7の分布  
(気象庁ホームページより引用)

が行われた。住宅やライフラインが壊滅的な被害を受け、被災者は長期にわたる不自由な避難所生活を余儀なくされた。このような中、全国各地から一〇〇万人以上のボランティアが駆けつけるなど、後の社会潮流の萌芽となる動きも見られた。

地震と被害の概要

平成七（一九九五）年一月十七日午前五時四六分、淡路島北部を震源とする、マグニチュード七・三、震源の深さ一六キロメートルの兵庫県南部地震が発生した。

この地震を引き起こした六甲・淡路島断層帯を構成する野島断層（右横ずれ断層）では、変位した断層面が地表に露出した（一部は野島断層保存館（北淡町（現

## 第二章 震災の緊急・応急対応と防災体制の強化

表 23 阪神・淡路大震災の被害

区分			兵庫県	参考(全国)
人的被害	死者		人 6,402	6,434
	行方不明者		人 3	3
	負傷者	重傷	人 10,494	10,683
		軽傷	人 29,598	33,109
負傷者計		人 40,092	43,792	
住家被害	全壊		棟 104,004 世帯 182,751	104,906 186,175
	半壊		棟 136,952 世帯 256,857	144,274 274,182
	一部破損		棟 297,811	390,506
	住家被害計		棟 538,767	639,686
非住家	公共建物		棟 1,097	1,579
	その他		棟 39,821	40,917
公共施設等	文教施設		箇所 1,079	1,875
	道路		箇所 5,577	7,245
	橋りょう		箇所 322	330
	河川		箇所 763	774
	崖くずれ		箇所 335	347
	ブロック塀等		箇所 1,472	2,468
火災件数	建物火災		件 236	269
	車両火災		件 9	9
	その他火災		件 14	15
	火災件数		件 259	293
焼損床面積		m <sup>2</sup> 833,346	835,858	
焼損棟数	全焼		棟 7,035	7,036
	半焼		棟 89	96
	部分焼		棟 313	333
	ぼや		棟 97	109
	焼損棟数		件 7,534	7,574
り災世帯数(火災)		世帯 8,908	8,969	

(兵庫県ホームページより引用)

淡路市)で保存され平成七年十月に国の天然記念物に指定)。この地震で昭和二十三(一九四八)年の福井地震を契機に新設された震度七(地震後、家屋の倒壊が三〇%以上に及ぶ場合。なお、この震災後、震度計によって測定された地表のゆれ(地震動)の強さの程度を数値化した震度が用いられ、計測震度六・五以上は震度七)が初めて適用された。災害救助法の適用は神戸市を中心とした兵庫県の一〇市一〇町と大阪府の五市に及び、被害は両府県にとどまらず京都府にまで及んだ。地震の揺れと火災による人的被害として、死者六四三四人(直後の死

者約五五〇〇人の約九割は、住宅の倒壊等で発生)、行方不明者三人、負傷者四万三七九二人を数え、死者には災害関連死九一九人も含まれている。社会経済被害としては、住家被害として全壊一〇万四九〇六棟、半壊一四万四二七四棟、一部破損三九万五〇六棟、全焼七〇三六棟、半焼九六棟、部分焼三三三三棟(兵庫県外分を含む)に及んだ。このほか、特に社会インフラである電気、ガス、上下水道、通信、鉄道、道路などのライフラインが広域かつ長期にわたって支障を来した。直接被害の総額は約九兆九〇〇〇億円(兵庫県推計)に達した。阪神・淡路大震災は高齢化が進む近代都市神戸などを襲い、高齢者などの人的被害や建築物やインフラなどの社会経済被害が極めて大きいことから、都市の被災形態から定義した、世界で過去に例のない都市災害であることがわかった。

以下、緊急・応急対策の全体像を鳥瞰しつつ、防災分野に関する内容を重点的に記載する。福祉、医療、産業雇用、インフラ、教育など、個別分野の詳細については、それぞれの章節を参照されたい。

#### 被災直後の兵

#### 兵庫県庁の活動

阪神・淡路大震災が起きると、交通網の途絶や被災等により県庁などへの職員の参集に支障を来した。また、通信回線の輻輳や機器の故障もあって情報収集も思うように進まないなど、人員と情報の不足が初動体制に大きく影響した。そうした中、県は、地震発生直後の一月十七日七時に「兵庫県南部地震災害対策本部」(本部長…知事)を設置し、八時三〇分に第一回の災害対策本部会議が開かれた。その席で、情報の収集や人命救助に全力を挙げるなどの方針が確認された。

本部組織は、翌日「兵庫県南部地震災害対策総合本部」に改組された。「災害対策総合本部」の中に「緊急対策本部」(本部長…芹尾長司副知事)と「災害復旧対策本部」(本部長…今井和幸副知事)を設置し、その下に、

表 24 阪神・淡路大震災における災害対策本部の設置状況

団体名	名称	設置日時 (平成7年)	解散日時
兵庫県	災害対策本部	1月17日 7:00	平成17年3月31日 ー
神戸市	災害対策本部	1月17日 7:00	平成17年3月31日 ー
尼崎市	災害対策本部	1月17日 6:10	平成10年12月28日 15:00
明石市	災害対策本部	1月17日 6:30	平成7年4月30日 24:00
西宮市	災害対策本部	1月17日 6:00	平成17年3月31日 ー
洲本市	災害対策本部	1月17日 8:00	平成7年4月28日 17:15
芦屋市	災害対策本部	1月17日 6:30	平成17年3月31日 ー
伊丹市	災害対策本部	1月17日 5:50	平成17年3月31日 ー
宝塚市	災害対策本部	1月17日 6:00	平成17年3月31日 ー
三木市	災害対策本部	1月17日 10:00	平成7年7月31日 17:00
川西市	災害対策本部	1月17日 6:00	平成10年9月30日 ー
三田市	災害対策本部	1月17日 11:00	平成7年3月31日 ー
猪名川町	災害対策本部	1月17日 7:20	平成7年3月31日 ー
津名町	災害対策本部	1月17日 6:10	平成17年3月31日 ー
淡路町	災害対策本部	1月17日 8:00	平成7年3月31日 ー
北淡町	災害対策本部	1月17日 6:30	平成7年3月31日 ー
一宮町	災害対策本部	1月17日 8:00	平成11年3月31日 ー
五色町	災害対策本部	1月17日 7:00	平成7年3月31日 24:00
東浦町	災害対策本部	1月17日 6:30	平成7年4月10日 9:00
緑町	災害対策本部	1月17日 7:00	平成7年1月18日 17:00
	災害対策本部	1月31日 17:00	平成7年5月31日 17:00
西淡町	災害対策本部	1月17日 13:00	平成7年5月31日 24:00
三原町	災害対策本部	1月17日 8:00	平成7年5月31日 17:00
南淡町	災害対策本部	2月01日 9:00	平成7年5月1日 9:00

(『阪神・淡路大震災の記録第2巻』『阪神・淡路大震災に係る被災10市10町の災害対策本部及び復興本部の設置状況について』及び各市資料を参照して作成)

情報対策部や庁内対策部等の一部が置かれた。一月三十日も再び改組され、「総合本部」の中に「緊急対策本部」(本部長：芦尾副知事)と「兵庫県南部震災復興本部」(本部長：知事)を設置し、その下に合わせて二二部が置かれた。うち、「兵庫県南部震災復興本部」の下には、総合調整部や総合企画部等の八部が設置された。

その後、三月十五日に阪神・淡路大震災復興本部が設置されたことに伴い、災害対策総合本部が災害対策本部に改組され、

大震災一〇年の平成十七年三月末まで存置された。被害の大きかった各市町においても災害対策本部が設置され、兵庫県災害対策本部の廃止と同日の三月三十一日に、大震災で設置された全ての市町の災害対策本部

がその役割を終えた。

国においては、十七日一〇時に兵庫県南部地震非常災害対策本部（本部長・国土庁長官）が設置（平成十四年四月二十一日）された（超法規的に内閣総理大臣を本部長とする緊急対策本部も十九日から四月二十八日まで設置）。一月二十二日には兵庫県公館（神戸市中央区）に国土庁政務次官を本部長とする現地対策本部を設置（平成七年四月四日）し、国の対策を地元と一体となつて推進するための体制整備が図られた。二十三日からは、国の現地対策本部長、県や市町の災害対策本部長等で構成する連絡会議が開催されるようになり、相互に連携して活動を展開するための体制が強化された。

兵庫県及び県内被災市町への自治体職員の応援受入れについては、県で調整等を行うことになり、緊急・応急業務等への短期的派遣として三月末までに都道府県職員延べ七万三九六〇人、市町村職員一二万二四五六人の応援があった。また、四月からの地方自治法に基づく中長期派遣については、自治省を窓口調整が行われ、平成七年度だけで技術系職員や埋蔵文化財技師など一七五人が派遣された。

#### 消防、警察、自衛隊による 震災直後の救助・救援活動

さて、震災後の初動から救助・救援活動を概述しよう。まず、消防である。地に進まなかった。そのため、広域延焼火災となったものの、当日は無風に近い状態であったことが不幸中の幸いであった。完全鎮火は二日後の十九日だった。県は自治省消防庁を通じて他府県消防の応援を要請し、十七日中に一四七消防本部一一八〇人が救助、消火活動の応援を行うとともに、ヘリコプター九機七十七人が救助、偵察、医師派遣等に当たった。淡路島内では、消防本部が地元消防団と協力して救出活動にあたり、

## 第二章 震災の緊急・応急対応と防災体制の強化



写真20 消防活動（左：消火、右：搜索・救助）  
（左：神戸市提供、右：淡路市提供）



写真21 警察活動（左：搜索・救助、右：被災地パトロール）



写真22 自衛隊の災害派遣活動（左：人命救助・搜索、右：給食支援）  
（防衛弘済会関西支部提供）

発災当日の夕刻に島内の行方不明者は皆無となった。警察は、兵庫警察署や伊丹警察署など、救出・搜索に限らず、治安活動などにも主力を配して組織的に活動を行った。十七日中に他府県警察の派遣部隊二五〇〇人を含め一万三〇〇〇人が、被災者の

救出・救助、行方不明者の搜索、遺体の収容・検視などにあたった。十八日には二四時間体制の「行方不明者相談所」、十九日には外国人相談コーナー（五カ国語対応）が設置された。

自衛隊では、兵庫県知事の災害派遣要請（当日一〇時）の前に、伊丹駐屯地の第三六普通科連隊が、担当する

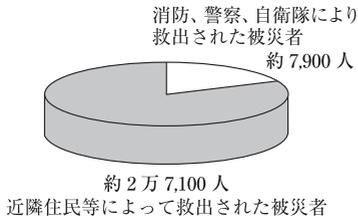


図 15 救出された被災者の状況  
 (「大規模地震災害による人的被害の予測」により作成)

西宮市への近傍派遣を行っている。神戸市や淡路島など阪神間以外の地域を担当する姫路駐屯地の第三特科連隊(現第三特科隊)では、要請より早くから災害派遣の準備にあたり、要請のあった頃によりやく全部隊の出動準備を終えたとされる。本来、自衛隊は、規模によるとはいえ、派遣する部隊編成の準備に一日程度以上の時間を要することから、自力で長期にわたる組織的な支援活動ができる長所を生かすことが何よりも重要であろう。十七日には、陸上自衛隊三三〇〇人が人命救助等にあたるとともに、ヘリコプター五七機が緊急輸送等に出動した。海上自衛隊は、護衛艦、輸送艦等一五隻九二五人が出動した。なお、自衛隊は、このあと一〇〇日間にもわたり、人命救助や行方不明者の捜索活動のほか、医療・衛生活動、人や救援物資の緊急輸送、給水・炊飯・入浴支援、倒壊家屋の解体、ガレキ処理など、広範にわたる災害派遣活動を行った。

海外からも救助隊や医療チームなどの派遣を受けたが、受入れの決定に時間を要したのをはじめ、通訳の確保や捜索犬の検疫、日本の医師免許の有無など、様々な課題があることが明らかとなった。

住宅の全壊・倒壊では、検視結果から、発災直後の犠牲者の九〇%近くは即死状態であったことがわかっている。なお、救出者約三万五〇〇〇人の内訳を調べたところ、近隣住民等によるものが約二万七一一〇〇人(約七七・一%)、消防・警察・自衛隊によるものが約七九〇〇〇人(約二二・九%)であった。

一月下旬になっても、なお行方不明者が五〇人以上いたことから、警察、消防、自衛隊による一斉合同捜索が行われた。

兵庫県における緊急 兵庫県災害対策本部では、人命救助をはじめ、最優先で実施すべき対策として、①食料、

最優先対策の実施

飲料水、毛布等生活物資の確保、②医療体制の確保（医師の確保、救護班の要請等）、③

緊急輸送ルートとの確保、④余震による二次被害（建築物、山地、河川等）の防止やLPG輸入基地におけるLPガス漏れへの対処、⑤ライフラインの復旧体制の確立、⑥仮設トイレの確保、⑦応急仮設住宅建設の検討や公営住宅等の確保などを挙げ、市町、関係機関や団体等と一体となって取組が進められた。

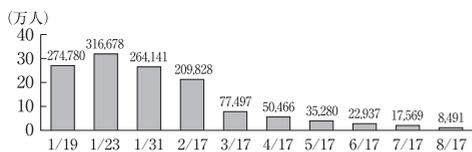
災害救助法の適用と救助の実施

一月十七日一二時、神戸市に災害救助法が適用されたのを皮切りに、被害状況が判明するにつれて二月一日までの間に、兵庫県内一〇市一〇町に順次災害救助法が適用された。救

助の実施に当たっては、避難所・応急仮設住宅の設置期間や食品・生活必需品の給与単価、応急仮設住宅の規格・設備等、通常の一般基準では対応ができないことが少なくなく、県から国への度重なる折衝を通じて特別基準が認められた。

避難所については、兵庫県内で最大一一五三カ所で開設され、二一六日間、延べ一四八〇万人が避難生活を送った。この間の炊き出し等の食品の提供は約七三〇〇万食に及び、一日一人当たりの経費が八六〇円から一二〇〇円に増額された。災害救助法による避難所における救助は、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与及び医療・助産など一二項目にわたり、合計約一八〇〇億円が支弁された。

一方、応急仮設住宅の建設については広域的な調整を要することもあって、県は、災害救助法に基づく知事の権限の市町長への委任規則を改正し、応急仮設住宅の供与については知事が行うことになった。応急仮



※1/17・1/18 はデータなし  
 ※応急仮設住宅が全て完成したことに伴い、8/20をもって  
 災害救助法による避難所の設置運営を終了

図 16 避難者数の推移  
 (「阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について」を  
 参照して作成)

設住宅は原則、入居を希望する者全員を対象に供与する方針が打ち出されたが、用地の確保が難航した。多くは郊外での建設となったが、高齢者や障害者向けの地域型仮設住宅を含め、八月には、四万八三〇〇戸全の建設を完了した。ピーク時(平成七年十一月十五日)には四万六六一七戸の入居があったが、平成十二年一月十四日をもって入居世帯がなくなり、三月末までに解体撤去を完了した。震災前には一戸当たりの設置費の一般基準は一三九万円とされていたが、大震災では特別基準として二八六万七〇〇〇円に増額され、設置期間も一般基準の二年間から順次延長された。

**避難所** 兵庫県における避難者数のピークは震災後六日目の一月二十三日において三一万六六七八人であった。避難所の七〇％は十七日当日に開設され

たが、被害が大きかった地域では、行政職員や教職員の到着が間に合わず、避難者が鍵を壊して入り込んだところもあった。後年の調査では、震度五弱以上の地区では避難所が開設されたことがわかった。避難者数が増え続けた理由は、余震不安、ライフライン途絶等により自宅で生活継続が不可能と考えた住民がいたことである。多くの避難者が殺到したため、一人当たりのスペースは狭く、教室や体育館、講堂などはもとより、廊下や階段の踊り場なども避難者で一杯となった避難所があった。避難所となった学校では、保健室が救護所、特別教室などが遺体安置室、職員室等が本部及び職員宿泊室として利用された。震災直後には、避難者の中に負傷者も多く、その看護を教職員や避難者の中の医療関係者が行った

り、医師の派遣や巡回医師グループによる応急手当が行われた避難所もあった。震災直後の避難所は、高齢者や要介護者に対する配慮が十分行われず、極めて厳しい環境に置かれた。特に高齢者は足の踏み場もない避難所で、トイレに行くことを遠慮した結果、水分を適切に取らず、体調を崩す人が少なくなかった。当初、避難所の運営も混乱したが、震災直後に、例えば、誰もトイレ掃除をしようとしないうち、高校生ボランティアが始めたことがきっかけとなって被災者が当番を決めて実施するという新たなルールが生まれたこともあった。避難所運営に関する様々な経験は、避難所運営マニュアルとなって、この震災後の災害時に用いられるようになった。平成十六年新潟県中越地震では、印刷製本前のマニュアル案が避難所で活用され、運営がスムーズに進んだ。阪神・淡路大震災の教訓が活かされた事例と言えるだろう。

避難所等で

避難者への対応と並行して、震災で亡くなった人の棺や安置する場所、斎場の確保なども急務となった。震災から二週間後の一月三十一日には、天皇皇后が被災地を見舞うために現地

を訪れ、被災者は大いに勇気づけられた。

被災規模が甚大な七地区に県の救護対策現地本部が設置され、本部員、医療班、ボランティアスタッフが常駐し、被災住民からの相談や要望への対応、診療、ホームステイや公的宿泊施設、公営住宅等のあっせん受付などを行った。

また、県職員と警察官が合同で避難所緊急パトロールを開始し、避難住民の安全確保、実態把握、要望・相談への対応にあたった。医師の巡回診療、保健師などによる巡回健康相談を実施するとともに、六月には、こころのケアセンター及び一五カ所の地域こころのケアセンターが設置された。約一カ月で全ての公立学校

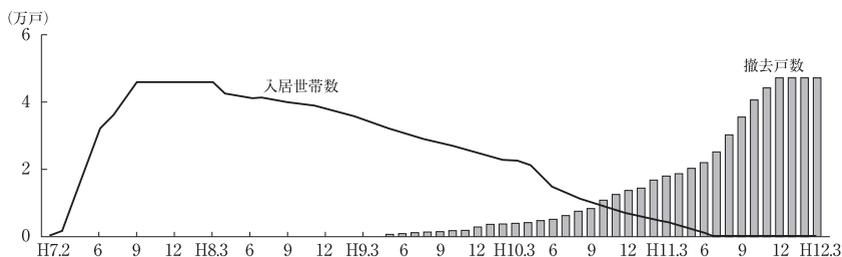


図17 応急仮設住宅の推移  
 (「阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について」より引用)

の授業が再開された。

被災者は、順次、応急仮設住宅に入居し、八月に災害救助法に基づく避難所は解消され、一部は待機所に切り替えられた（九月末までに全て解消）。二四時間体制で全戸訪問を行うボランティア団体は、閉じこもり、自殺、いわゆる「孤独死」などの深刻な問題に向き合った。応急仮設住宅巡回相談員や健康アドバイザーが応急仮設住宅などの被災者への個別訪問を行うとともに、応急仮設住宅の「ふれあいセンター」は交流や被災者支援の拠点となった。入居者のニーズを踏まえて、高齢者・障害者世帯でのエアコンや手すりの設置などのサポートも行われた。

被災者の早期立ち直りや生活の安定に向けて、災害弔慰金等の支給や災害援護資金の貸付、県災害援護金の支給、生活福祉資金特別貸付制度の創設などが行われた。また、被災中小企業の早期事業再開や雇用の維持のため、中小企業総合相談所や総合労働相談所などを設置し、支援対策が講じられた。

このほか、被災者を勇気づけるため、全国初の県立劇団「県立ピッコロ劇団」や「兵庫県南部地震動物救援本部」による支援活動も展開された。

**救援** 震災直後から被災自治体などが行っていた食料を含む配給は、専門の**物資** 流通業者や製パンなどの食品会社へ配送を全て委託することによって、

徐々に円滑に進み始めた。少し遅れてボランティア組織の支援を受けて実施した自治体も存在した。このような中、全国、全世界から様々な救援物資が寄せられ、発災直後の被災者の窮状を救った。一方で、膨大な物資を受け入れ、仕分け、配布するには多くの人手が必要となったため、有効に活用できなかった事例もあった。また、個人などから送られてきた救援物資の中には、すぐに利用できないものもあった。このため、この震災後、個人からの支援はできれば義援金に限ることが推奨され、救援物資の郵送料の無料化は取りやめられることになった。海外からの救援物資も数多く届けられ、その受入体制が急遽、整えられた。海外七六カ国から、人的・物的支援の申入れがあり、四四の国・地域からの支援を受け入れた。救援物資に対する避難者ニーズは時々刻々と変化し、ニーズを把握しての適切な対応は難しかった。炊き出し用の食材・調味料を支給したり、食材購入用の購入切符を配布した自治体もあった。温かい食事の要望に対し、ボランティア、自衛隊による炊き出しも実施され、好評を博した。被災地の飲食店や小売店が復旧するにつれて救援物資の無料配布が営業を妨げているとの指摘もなされ、節度のある被災地支援が求められるようになった。

**義援金** 一月下旬以降、体制の整った市町から順次罹災証明書が発行されたが、義援金の配分をはじめ各種の支援等の基本となった中、市町や調査員によって被害認定の運用にばらつきがあったことや、応

急危険度判定との違いが十分に周知されていなかったこともあり、再調査を求められるケースが少なくなかった。関係二六団体で構成する「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」は、一月二十九日に第一次配分として、死者・行方不明者への見舞金一〇万円、全壊・全焼・半壊・半焼世帯への見舞金一〇万円を配るとの方針を示し、二月一日以降、市町を通じて順次支給された。その後四月に重傷者、要援護家庭、被災児童

表 25 義援金の配分状況

義援金総額	約1,793億円	
全半壊（焼）世帯	46万357世帯（24万9,180棟）	
1世帯当たり	約40万円	
配分方法	第1次配分	死亡者・行方不明者10万円 全・半壊（焼）10万円 （平成7年1月）
	第2次配分	重傷者・見舞金5万円、要援護者家庭激励金30万円、被災児童特別教育資金100万円、被災児童生徒教育助成金1～5万円、持ち家修繕助成30万円（平成7年4月）
	第3次配分	生活支援金（全・半壊（焼）の一定所得以下の世帯）当初10万円、追加5万円（平成7年7月）
	残余分等	被災市町の復興等の事業資金
義援金配分の流れ		<pre> graph TD     A[義援金] --&gt; B[県募集委]     B --&gt; C[配分額決定]     C --&gt; D[市町]     D --&gt; E[被災者]         </pre>

〔伝える改訂版〕より引用

割は、避難所運営の補助が中心であり、一般ボランティアが多かったが、徐々に専門ボランティアの割合が多くなった。被災地では、県内社会福祉協議会がボランティアセンターでの個別コーディネートやネットワークづくりを行った。こうした多数のボランティアの活躍がきっかけとなり、平成七年はボランティア元年と呼ばれるようになった。

被災者への  
情報提供

報道機関による日々の情報発信のほか、県においても全国初の災害情報局として臨時災害FM局（復興通信FM796フェニックス）を開設したほか、放送局との協定に基づく定時の生活情報の発信や、「震災ニュース」（兵庫県災害対策総合本部からのお知らせ）の避難所などへの配布が行われた。

等の支援及び住宅助成として第二次配分が行われ、七月に全半壊世帯への生活支援金として第三次配分が行われた。義援金は総額で約一七九三億円集まったが、被災世帯が多いこともあり、一世帯当たりに平均すると約四〇万円であった。

ボランティア 阪神・淡路大震災では最初の三カ月間に駆け付けたボランティアは

約一七万人といわれ、平成九年十二月末までに延べ約一八〇万人が活動した。当初の役

県庁内に情報センターを設置し、各種情報・相談事業との連携による情報提供体制も整備され、三月には総合相談窓口として「震災復興総合相談センター」が設置された。また、外国人県民に対しては、外国人地震情報センターやコミュニティ放送局「FMわいわい」が多言語による情報発信を行ったほか、相談窓口も設けられた。

#### 社会インフラの復旧

阪神・淡路大震災を経験して、災害対応の最終目標は、被災者の生活再建であることが初めて社会インフラの復旧のみならず自治体関係者らに認識された。そのためにまずやらなければいけないことは、主な社会インフラの早期復旧である。発災直後は、緊急輸送ルート確保も急務であった。また、迅速な復旧のためには大量のがれきを早期に撤去する必要があったため、公費による解体・撤去も特例的に行われた。全国からの応援も得て進められた復旧作業をまとめてみよう。

(1) 電気：最大停電戸数は約二六〇万戸、供給支障電力は二八三六メガワットに上った。幸い、発電所や変電所に致命的ともいえる被害が発生しなかったこともあり、地震から一週間後の二十三日一五時には配電可能な需要家への通電が完了した。

(2) ガス：最大約八五万七四〇〇戸でガス供給が停止された。全国から最大三七〇〇〇人の応援と合わせ総勢九七〇〇人という規模で復旧作業が進められ、八四日後に復旧した。

(3) 上水道：約一二七万戸の断水が発生し、復旧までに九〇日を要した。

(4) 下水道：約一六四キロメートルの管渠が被災し、復旧までに九三日を要した。

(5) 電話：地震による屋外設備故障は一〇万一六六〇回線に上り、復旧までに一四日を要した。

(6) 高速道路…名神高速道路は復旧まで一九三日、阪神高速道路神戸線は六二二日など完全復旧したのは翌年の九月三十日であった。

(7) 鉄道…復旧に要した日数は、JR山陽新幹線が八一日、在来線として最も早く回復したのは神戸市営地下鉄で三〇日、最長は神戸新交通の二二八日だった。

緊急応急対応から創造  
 平成七年三月十五日には、総合的な推進体制として、知事を本部長とする「阪神・淡路大震災復興本部」を設置し、創造的復興への取組をスタートさせた。「阪神・淡路大震災復興本部」には総括部等の一二部が設置された。これに伴い、「緊急対策本部」と「兵庫県南部震災復興本部」を廃止し、「災害対策本部」に改組した。その後、三月三十日に都市再生戦略策定懇話会による「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」の提言、四月には阪神・淡路大震災復興基金の設立、七月には「被災者復興支援会議」の設置や県の「阪神・淡路震災復興計画」（ひょうごフェニックス計画）の策定など、創造的復興に向けた取組が本格的にスタートした。

## 第二節 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた安全な社会づくり

大震災は、「安全・安心なまちづくり」や「共生社会づくり」の大切さを人々に認識させた。そこから学ぶべきことは多岐にわたるが、防災分野については、①災害に対する備えの大切さ、②初動体制の大切さ、